

参考資料

目次

- 1 学校施設のバリアフリー化を取り巻く状況等
- 2 これまでのバリアフリー化推進の取組の経緯
- 3 学校施設におけるバリアフリー化の実態

1 学校施設のバリアフリー化を取り巻く状況等

3

バリアフリーを取り巻く動向

- **障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）**締結。（平成26年1月）
条約では、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の交友の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定。
- **障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）**施行。（平成28年4月）
法律では、学校教育に関して、「不当な差別的取り扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」が求められている。国や、都道府県、自治体等は、合理的配慮の基礎となる環境整備（基礎的環境整備）を行うこととなっている。
【基礎的環境整備の例】

・ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用	・施設・設備の整備
・専門性のある指導体制の確保	・専門性のある教員、支援員等の人的配置
・個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導	・取り出し指導や学びの場の設定等による特別な指導
・教材の確保	・交流及び共同学習の推進
- **ユニバーサルデザイン2020行動計画**決定。（平成29年2月）
東京大会を契機として、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための具体的な施策をとりまとめ。
- **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律**改正。

4

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正①

※赤字: 令和2年6月19日施行 青字: 令和3年4月1日施行

法律の概要

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対するソフト基準※適合義務の創設 (※ スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

(1) 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

(2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)(主務大臣に文科大臣を追加)

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助 (※予算関連)
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験

車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

※国土交通省資料を抜粋・加工

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正②

●改正前のバリアフリー法(建築物分野に限る)の概要

公立小中学校等を追加(令和3年4月1日施行)

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

- (例)「学校(幼、小、中、義務教育、高、中等、大、高専、専修、各種)」、
「事務所」、「共同住宅」、「工場」、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

- (例)「特別支援学校」、「保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署」、「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)」など

注: 条例により、特別特定建築物に、特定建築物を追加可

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

- ① **2,000㎡以上**(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務** ※増改築部分のみが義務化の対象
- ② **2,000㎡未満、及び既存建築物**に対して建築物移動等円滑化基準への**適合努力義務** 注: 条例により、面積要件の引下げ可

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第23条】

【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が特別特定建築物を円滑に利用できるようにするために必要な、建築物特定施設※の構造及び配置に関する基準。

- (例)・敷地外から利用居室までの経路の1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(敷地内通路、出入口、廊下、EV等)にしなければならない
・不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するトイレを設ける場合には、車椅子使用者用のトイレを1以上設ける など。

※出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等、トイレ、浴室等、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場を指す。

注: 条例により、必要な事項の付加可

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】

【望ましいレベル】

(※義務づけの対象ではない)

※国土交通省資料を抜粋・加工

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正③

●バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準（義務基準）、建築物移動等円滑化誘導基準（誘導基準）の例

出入口

○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※2

※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準
※2 多数の者が利用する直接地上に通じる出入口は120cm以上



廊下等

○主な基準

	義務基準	誘導基準
廊下の幅	120cm以上※1	180cm以上※2

※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準
※2 廊下の状況により緩和・適用除外あり



傾斜路

○主な基準

	義務基準	誘導基準
手すり	片側設置※1	両側設置※1
傾斜路の幅	120cm以上※2	150cm以上※2

※1 低位部分は適用除外
※2 傾斜路の状況により緩和・適用除外あり



エレベーター及びその乗降ロビー

○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※3
かごの幅	140cm以上※1・2	160cm以上※3
乗降ロビーの広さ	150㎡角以上※1・2	180㎡角以上※3

※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準(適用除外あり)
※2 不特定多数の者が利用する2000㎡以上の建築物におけるものに限る
※3 不特定多数の者が利用するもので必要階に停止する1以上のものに限る



便所

○主な基準

	義務基準	誘導基準
車椅子使用者用便房の数	建物に1以上※1	各階に原則2%以上※2
オストメイト対応水洗器具を設けた便房の数	建物に1以上※1	各階に1以上※2

※1 不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合に限る
※2 多数の者が利用する便所を設ける場合に限る



※その他以下の施設に係る基準がある。
・階段
・ホテル又は旅館の客室
・敷地内の通路
・駐車場
・標識
・案内設備 等

※国土交通省資料を抜粋・加工

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正④

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和2年4月3日
衆議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 三 インクルーシブ教育の推進及び災害時の避難所として利用する必要性から、設置主体の別、規模を問わず、高校、大学も含めた全ての学校施設のバリアフリー整備を推進すること。
- 四 公立の小中学校が災害時の避難所になっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。また、既設の公立小中学校のバリアフリー化に対する財政支援を充実すること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和2年5月12日
参議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 四 インクルーシブ教育の推進及び災害時の避難所として利用する必要性から、設置主体の別、規模を問わず、高校、大学も含めた全ての学校施設のバリアフリー整備を推進すること。
- 五 公立の小中学校が災害時の避難所になっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。また、既設の公立小中学校のバリアフリー化に対する財政支援を充実すること。

バリアフリー法に基づく基本方針①

(移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正について〈令和3年4月1日施行分〉)

※国交省提供資料を加工

一. 移動等円滑化の意義及び目標

(省略)

二. 施設設置管理者が講ずべき措置

※法改正関係

○移動等円滑化に関する協議への応諾義務

- 新たに公共交通事業者等に対し設けられた、移動等円滑化に関する協議への応諾義務について、関係者との積極的な連絡調整・建設的な議論の重要性を記載

○適切な役務の提供

- 新たに公共交通事業者等に対し遵守義務が設けられた、役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）に関連し、公共交通事業者等に求められる措置（マニュアル作成や教育訓練を通じた対応方法習得、体制確保等）を記載

○高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進

- 新たに施設設置管理者による広報・啓発活動の努力義務が設けられた、優先席・車椅子利用者用駐車施設等の「高齢者障害者等用施設等」の適正利用について、施設設置管理者に求められる措置（職員等関係者への周知、ポスターの掲示や車内放送による呼びかけ、適正利用が必要な施設である旨の表示等）を記載

三. 移動等円滑化促進方針の指針

○移動等円滑化促進地区の要件

- マスタープランの対象区域である移動等円滑化促進地区の要件について、
 - 地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区であること
 - 生活関連施設のうち旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものが所在することという要件を削除

四. 基本構想の指針

○重点整備地区の要件

- 基本構想の対象区域である重点整備地区の要件について、
 - 地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区であること
 - 生活関連施設のうち旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものが所在することという要件を削除

五. 移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保

※法改正関係

○高齢者障害者等用施設等の適正な利用

- 国民に対し、高齢者、障害者等による高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮を行う責務が課されたことを受け、高齢者障害者等用施設等の類型ごとに、適正な利用に係る基本的な考え方（※）を提示（※）第10回あり方検討会資料7に記載の内容

バリアフリー法に基づく基本方針②

(バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終とりまとめ）（概要））

※国交省提供資料を加工

背景

- 現行の基本方針におけるバリアフリー化の目標は令和2年度までの期限となっていることから、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、**学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的なご意見をいただき**ながら、新型コロナウイルス感染症による影響等の状況も踏まえ、**次期目標をとりまとめ**。

（第8回検討会：令和元年11月15日、第9回検討会：令和2年1月16日、第10回検討会：令和2年6月17日、第11回検討会：令和2年11月18日）

次期目標の設定に向けた見直しの視点

- ・現行目標においては、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定し、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗がみられるが、引き続きバリアフリー化を進める必要がある。
- ・次期目標については、**ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進**していく観点から、**以下の点に留意**。
 - 各施設等について**地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進**
(平均利用者数^(※1)が2,000人以上3,000人未満/日であって基本構想に位置付けられた旅客施設等に関する目標を追加)
 - **聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリー**の進捗状況の見える化
(旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)を明確に位置付け)
 - **マスタープラン・基本構想の作成**による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進
 - 移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる**「心のバリアフリー」^(※2)の推進**

※1: 新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、適切に補正した結果(例えば、過去3年度における平均値を用いる)も考慮したうえで、取組む

※2: 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)において、「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして、「障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること」、「障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。」及び「自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。」が挙げられている

目標期間

- ・現行目標期間：平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)までの10年間
- ・次期目標期間：社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、**おおむね5年間^(※3)**
※3: 新型コロナウイルス感染症による更なる影響、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、次期目標期間内であっても、必要に応じて目標の見直しに努める

バリアフリー法に基づく基本方針③

(バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について (最終とりまとめ) (概要))

※国交省提供資料を加工

(赤字下線: 現行目標からの追加・変更)

			2019年度末 (現状(速報値))	2025年度末までの目標
鉄軌道	鉄 軌 道 駅 (※1)	段差の解消	92%	○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加 ○3,000人以上/日の施設及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設を原則100% ○この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化 ※高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリールートの複数化を進める ※駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める
		視覚障害者誘導用ブロック	95%	
		案内設備(※2)	74%	
		障害者用トイレ(※3)	89%	
	ホームドア・可動式ホーム柵		858駅	○駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、全体で3,000番線 ○うち、10万人/日以上以上の駅は800番線
鉄軌道車両(※4)			75%	○約70% ※令和2年4月に施行された新たなバリアフリー基準(鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2箇所以上とすること等を義務付け)への適合状況(50%程度と想定)を踏まえて設定 ※新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める
バス	バスターミナル(※1)	段差の解消	95%	バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加 ○3,000人以上/日の施設及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	98%	
		案内設備(※2)	76%	
		障害者用トイレ(※3)	84%	
	乗合バス車両(※4)	ノンステップバス	61%	約80%
		リフト付きバス等(適用除外車両)	5%	○約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化 ○1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設(指定空港)へのバス路線を運行する乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、指定空港へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする
貸切バス車両(※4)			1,081台	約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
タクシー	福祉タクシー車両(※4)		37,064台	○約90,000台 ○各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする
船舶	旅客船ターミナル(※1)	段差の解消	100%	○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運航情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加 ○2,000人以上/日の施設を原則100% ○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	100%	
		案内設備(※2)	54%	
		障害者用トイレ(※3)	100%	
	旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)(※4)			48%

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。
※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。
※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 **車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。**
※5 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

バリアフリー法に基づく基本方針④

(バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について (最終とりまとめ) (概要))

※国交省提供資料を加工

(赤字下線: 現行目標からの追加・変更)

			2019年度末 (現状(速報値))	2025年度末までの目標
航空	航空旅客ターミナル (※1)	段差の解消	87%	○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運航情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加 ○2,000人以上/日の施設を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	95%	
		案内設備(※2)	95%	
		障害者用トイレ(※3)	97%	
	航空機(※4)		99%	原則100%
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路		63% (※5、※6)	約70%
都市公園	園路及び広場		57% (※6)	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	駐車場		48% (※6)	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約60% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	便所		36% (※6)	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
路外駐車場	特定路外駐車場		65% (※6)	約75%
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物(※7)のストック		61%	○床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物を約67% ○床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進 ※公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		99%	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等は原則100%
		音響機能付加信号機	—	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている信号機については原則100%
		エスコートゾーン	—	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている道路標示については原則100%
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成		8自治体(※8)	約350自治体 (全市町村(約1,740)の約2割)
	移動等円滑化基本構想の作成		304自治体(※9)	約450自治体 (2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村(約730)の約6割に相当)
「心のバリアフリー」			—	○移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する ○「心のバリアフリー」の用語の認知度を約50% (現状: 約24% (※10)) ○高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合を原則100% (現状: 約80% (※11))

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。
※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。
※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 **車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。**

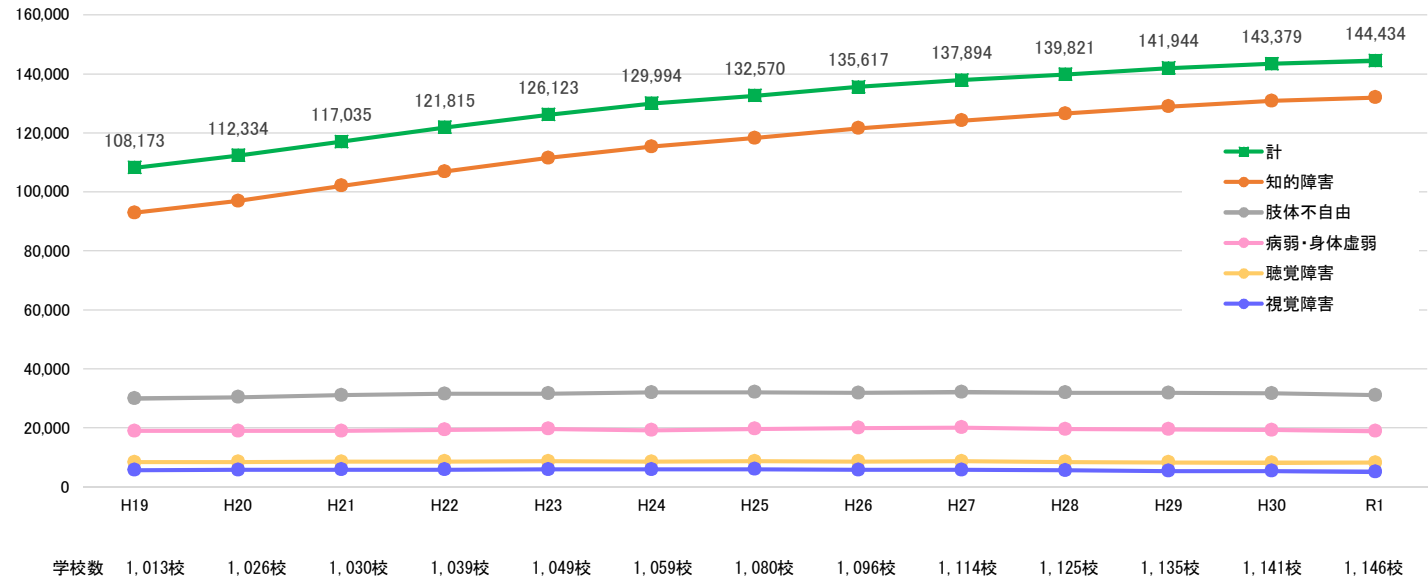
※5 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約4,450kmが対象。

※6 2019年度末の数値は集計中であるため2018年度末の数値。
※7 公立小学校等(小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(前期課程に係るものに限る。))で公立のもの)は除く。
※8 2020年6月末の数値。
※9 2020年3月末の数値。
※10 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。
※11 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。
※12 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

特別支援教育の動向（学校の児童生徒数・学校数の推移）

特別支援学校に在籍する児童生徒数は増加傾向。

特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）在籍者の推移



【令和元年度の状況】

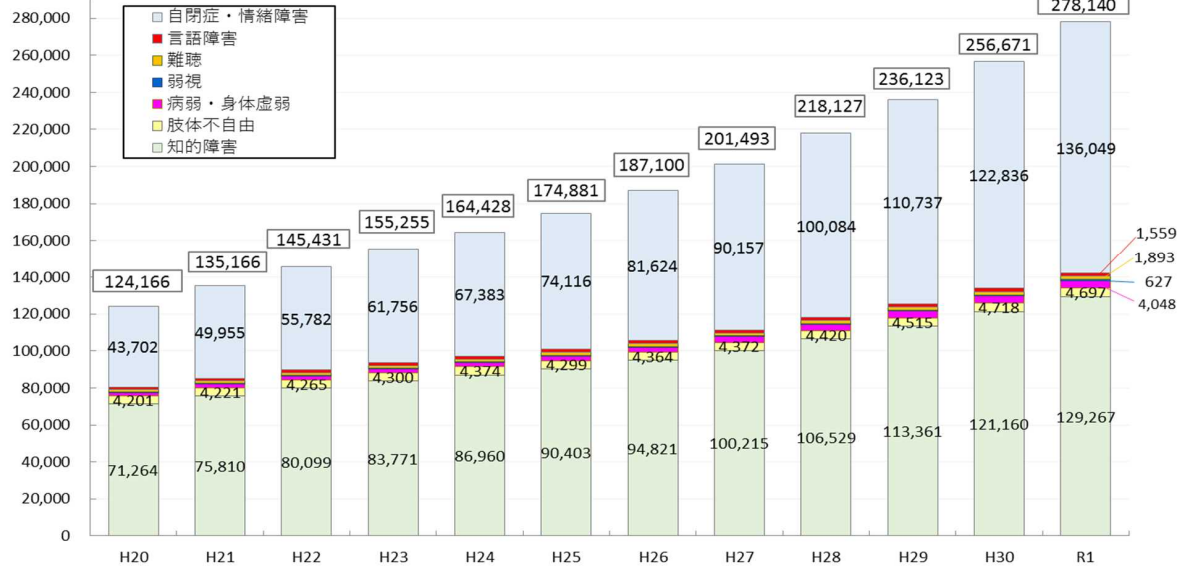
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学 校 数	82	118	786	352	151	1,146
在籍者数	5,083	8,175	131,985	31,094	18,863	144,434

(出典) 学校基本統計
※学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数の障害種別数値の合計は計と一致しない。

特別支援教育の動向（特別支援学級の在籍者数の推移）

特別支援学級に在籍する児童生徒数は、増加傾向。

特別支援学級在籍者数の推移



【令和元年度の状況】

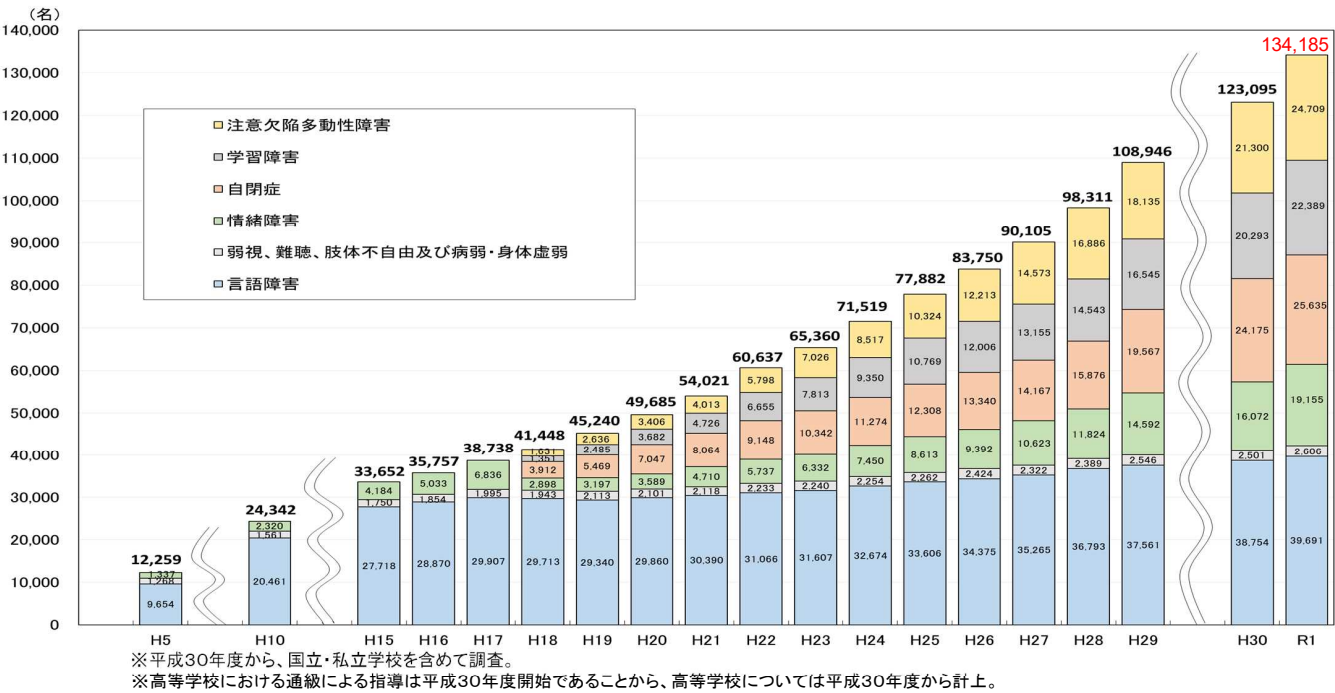
【参考】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計	小中学校等全体※
学 級 数	29,162	3,150	2,518	537	1,294	707	29,287	66,655	394,212
在籍者数	129,267	4,697	4,048	627	1,893	1,559	136,049	278,140	9,643,935

(出典) 学校基本調査
※国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）の学級数（特別支援学級を含む）・児童生徒数

特別支援教育の動向（通級による指導を受けている児童生徒数の推移）

通級による指導を受けている児童生徒数は、増加傾向。



【令和元年度の状況】

	注意欠陥多動性障害	学習障害	自閉症	情緒障害	弱視、難聴、肢体不自由及び病弱・身体虚弱	言語障害	計
児童生徒数	24,709	22,389	25,635	19,155	2,606	39,691	134,185

（出典）令和元年度通級による指導実施状況調査

【参考】

小中高等学校等全体※
12,827,956

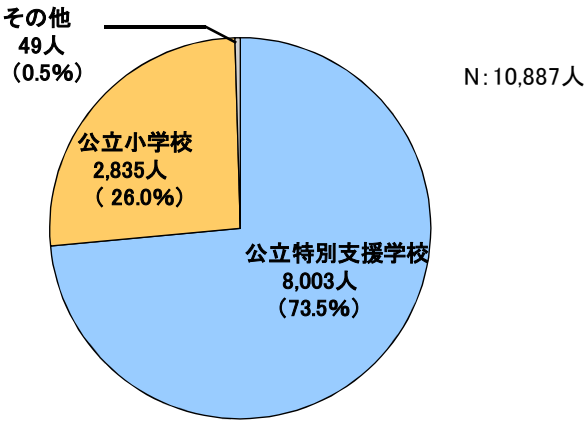
（出典）学校基本調査
※国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、15
中等教育学校の児童生徒数

特別支援教育の動向

（特別支援学校への就学基準となる障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数）

令和元年度小学校・特別支援学校就学予定者（新第1学年）として、平成30年度に市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった人数は62,442人。そのうち10,887人が学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された。

平成30年度に市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の就学指定先



（参考）市区町村教育支援委員会等における就学指定先の推移

	公立特別支援学校への就学を指定		公立小学校への就学を指定	
平成27年度	6,646 人	(65.8%)	3,420 人	(33.8%)
平成28年度	6,704	(68.2%)	3,079	(31.3%)
平成29年度	7,192	(70.0%)	3,055	(29.7%)
平成30年度	7,429	(72.1%)	2,817	(27.3%)
令和元年度	8,003	(73.5%)	2,835	(26.0%)

※（ ）内は、市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された人数に占める割合。

特別支援教育の動向

(特別支援学校への就学基準となる障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数)

学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校第1～6学年計・中学校第1～3学年計) (令和元年5月1日現在)

	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
小学校	15,858 人	1,344 人	227 人	17,202 人
	(92.2%)	(7.8%)	(1.3%)	
中学校	4,914	724	76	5,638
	(87.2%)	(12.8%)	(1.3%)	

※()内は学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校17,202人、中学校5,638人)に占める割合。

学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(障害種別在籍者数)

(令和元年5月1日現在)

小学校	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計	中学校	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
視覚障害	155 人 (0.9%)	90 人 (0.5%)	22 人 (0.1%)	245 人 (1.4%)	視覚障害	49 人 (0.9%)	52 人 (0.9%)	4 人 (0.1%)	101 人 (1.8%)
聴覚障害	300 (1.7%)	256 (1.5%)	177 (1.0%)	556 (3.2%)	聴覚障害	99 (1.8%)	116 (2.1%)	56 (1.0%)	215 (3.8%)
知的障害	12,756 (74.2%)	547 (3.2%)		13,303 (77.3%)	知的障害	4,013 (71.2%)	277 (4.9%)		4,290 (76.1%)
肢体不自由	957 (5.6%)	276 (1.6%)	24 (0.1%)	1,233 (7.2%)	肢体不自由	265 (4.7%)	145 (2.6%)	12 (0.2%)	410 (7.3%)
病弱	666 (3.9%)	149 (0.9%)	1 (0.0%)	815 (4.7%)	病弱	227 (4.0%)	121 (2.1%)	2 (0.0%)	348 (6.2%)
重複障害	1,024 (6.0%)	26 (0.2%)	3 (0.0%)	1,050 (6.1%)	重複障害	261 (4.6%)	13 (0.2%)	2 (0.0%)	274 (4.9%)

※複数の障害を有する者については、重複障害として計上。なお、本調査における重複障害とは、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害を併せ有する者とする。

※()内は学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校17,202人、中学校5,638人)に占める割合。

2 これまでのバリアフリー化推進の取組の経緯

学校施設バリアフリー化推進指針の策定

- 平成15年の「**高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律**」（ハートビル法）の改正において、**学校施設が新たにバリアフリー化の努力義務の対象として位置付け**られたほか、「障害者基本計画」（平成14年12月閣議決定）において、学校施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくり、ものづくりを推進することが求められた。
- 文部科学省では、有識者会議を設置し、**学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方及び学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意点を「学校施設バリアフリー化推進指針」としてとりまとめた。**



19

学校施設バリアフリー化推進指針の構成

第1章 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方

- 1 学校施設のバリアフリー化等の視点
 - ・ 障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように配慮
 - ・ 学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮
 - ・ 運営面でのサポート体制等との連携を考慮
 - ・ 地域住民の学校教育への参加と生涯学習の場としての利用を考慮
 - ・ 災害時の応急避難場所となることを考慮
- 2 既存学校施設のバリアフリー化の推進
 - ・ 関係者の参画と理解・合意の形成
 - ・ バリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定
 - ・ 計画的なバリアフリー化に関する整備の実施

第2章 学校施設のバリアフリー化等に係る計画・設計上の留意点

以下の3つに分類して提示

- ・ 安全かつ円滑に利用できる施設を整備する観点から標準的に備えることが重要なもの
- ・ より安全に、より便利に利用できるように備えることが望ましいもの
- ・ 施設利用者の特性や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なもの

20

学校施設整備指針

- この指針では、

- 平成19年には、特別支援教育を推進するための施設整備の基本的な考え方や、学校施設全体のバリアフリー化に関する記述などを充実。



学校施設バリアフリー化推進指針と学校施設整備指針の整理イメージ

学校施設整備指針（学校種毎）

第1章 総則 学校施設整備の基本的方針、基本的留意事項等

後反映 → 第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備
5 施設のバリアフリー対応

今後反映
必要に応じて参照

第2章	施設計画
第3章	平面計画
第4章	各室計画
第5章	詳細設計

第6章	屋外計画
第7章	構造設計
第8章	設備設計
第9章	防犯計画

など

- 基本的事項
- 共通事項

今後反映

・ 詳細な留意点等

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・

(教室毎の留意点)

(障害種別の留意点)

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・

⋮

学校施設のバリアフリー化等に関する事例集（平成17年3月）



文部科学省委嘱調査研究
社団法人日本建築学会文教施設委員会・学校施設のバリアフリー化等に関する調査研究委員会

「学校施設バリアフリー化推進指針」(平成16年3月文部科学省大臣官房文教施設企画部)に基づき、学校施設のバリアフリー化に係る具体的な計画・設計手法等に関する事例を取りまとめ。

指針の記載内容と関連した事例を、留意事項ごとにそれぞれ写真も使って説明。



昇降口の段差をスロープにより解消した事例
(秋田県秋田市立 勝平小学校)

学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集（平成19年6月）



文部科学省大臣官房文教施設企画部・国立教育政策研究所文教施設研究センター

学校施設の計画的・合理的なバリアフリー化の整備計画を策定するなどして、学校施設のバリアフリー化に積極的に取り組んでいる地方公共団体の活動状況を、実践事例集として取りまとめ。

体制づくりや段階的整備などのポイントについて説明。

	島根小学校	都立小学校	光南小学校	中村小学校
車いす使用者同乗スペースの設置・改善	●	○	●	○
玄関前の段差の解消	●	○	●	○
自動扉の取付け	●	○	●	○

各学校施設の整備項目一覧
学校ごとに左1列に「●」「済」で整備状況を、右3列に「○」で整備時期(短期・中期・長期)を記載。
(茨城県土浦市「土浦市ひとにやさしいまちづくり計画」抜粋)

23

近年のバリアフリー化に係る提言・報告書等

○「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言

平成23年7月 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会

第2章 地域の拠点としての学校施設の機能の確保

(1) 今回の震災を踏まえた学校施設の防災機能の向上について

○バリアフリー化

- ・災害時における高齢者や障害者等の要援護者の円滑な避難生活のため、スロープや障害者用トイレの設置等の学校施設のバリアフリー化を行うことが必要である。なお、バリアフリー化を行うことは、要援護者に限らず、避難住民の避難生活を円滑にする上でも有効である。

○「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」

平成26年3月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

第2部 第2章 地域の避難所となる学校施設の在り方

1. 地域の避難所となる学校施設に関する基本的な考え方

②避難所として必要な機能の確保

(略) また、障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦等の避難生活において特別な配慮が必要な方々のために専用のスペースを可能な限り確保するとともに、平常時より学校施設としての基本的な条件であるバリアフリー化や断熱化を進めておくことが重要である。 等

○「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言

平成28年7月 熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会

第2章 避難所機能の確保

(1) 備えるべき施設設備等

- 避難所となる学校施設においては、雨漏り等の施設老朽化に伴う建物性能の喪失がないことのほか、ユニバーサルデザインの採用や断熱性の確保、施設の長寿命化など、学校施設として備えておくべき基本的な建物性能が確保されていることが重要である。

○近年の災害から学ぶ避難所となる学校施設について ～バリアフリー化の取組事例集～

平成30年3月 文部科学省

避難所となる学校施設のバリアフリー化に関する学校設置者の理解や取組を促進するため、近年の災害で避難所となった学校施設で聞かれた避難者の声や、避難所となる学校施設のバリアフリー化の重要事項などを事例で分かりやすく解説。



24

公立学校施設のバリアフリー化に関する国庫補助（R3概算要求）

公立学校施設の整備

令和3年度要求・要望額 1,295億円 + 事項要求
(前年度予算額 695億円、臨時・特別の措置 470億円、補正予算額 57億円)



新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～令和時代の学校施設のスタンダード～

- ◆ 学校施設は我が国の将来を担う児童生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うためには、その安全性・機能性の確保は不可欠。
- ◆ ポストコロナの「新たな日常」の実現に向けて、学校においても感染症対策と児童生徒の健やかな学びの保障を両立していくことが必要。

令和時代の学校施設のスタンダード

1 「新しい生活様式」も踏まえ、健やかに学習・生活できる環境の整備

- 空調設置（教室、給食施設）
- トイレの洋式化・乾式化
- 給食施設のドライシステム化

2 個別最適な学びを実現する施設環境の整備

- **バリアフリー化**、特別支援学校の整備
- 一人一台端末環境への対応
- 少人数指導体制への対応 <事項要求>

3 多様な学習活動に対応する施設環境の整備

- 施設の複合化・共有化と有効活用
- オープンスペースや少人数学習に対応するための内部改修

防災・減災、国土強靱化 <事項要求>

災害・事故等から子供たちの生命を守る

- 子供たちの生命を守り、地域の避難所となる**安全・安心な教育環境の実現**（体育館の空調設置、防災機能強化等）
- 計画的・効率的な**長寿命化を図る老朽化対策**（長寿命化改修へのシフト、公的ストックの最適化）

体育館の断熱性を確保し空調を設置
避難所機能としても有効活用

普通教室・特別教室に空調を設置し、
子供たちの安全な教育環境を確保

トイレを洋式化・乾式化し、衛生環境を確保

一人一台端末環境のもと
個別最適な学びの環境を整備

バリアフリー化により
誰もが安心して学べる場に

ドライシステム化され、空調が整備
された給食施設
災害時にも有効活用（都市ガス、
プロパンガスの2WAY化など）

オープンスペースなど自由度の高い空間を整備し、
3密を解消した学習の場として有効活用
対話的・協働的な学習として多様な学習スタイルに対応

具体的な支援策

- **制度改正**：複合化施設の一部補助対象化、廃校施設の撤去費補助拡充、**バリアフリー化工事への補助拡充**、給食施設の空調設置 等
- **単価改定**：対前年度比 +9.1%
- **実践研究**：「新しい時代の学び」対応型学校の先導的モデルの開発支援
- **好事例の横展開**：先進事例の発掘、表彰制度の創設等

公立学校施設のバリアフリー化に関する国庫補助（現行制度）

文部科学省では、各地方公共団体が公立学校施設のバリアフリー化を行う際の必要な経費の一部に**国庫補助**を行っている。

バリアフリー化に関する補助事業

【学校施設環境改善交付金】

大規模改造事業（障害児等対策）

1. 対象校
公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園
2. 算定割合
1/3
3. 工事内容
エレベータ、自動ドア、スロープ等を設置する工事等のバリアフリー化のための工事

上記の他、**公立学校施設を新築、増築、改築するに伴いバリアフリー化する場合も合わせて補助対象**としている。

新築・増築：負担割合 1/2 改築：算定割合 1/3

予算措置

<公立学校施設整備費>

令和2年度当初予算額 695億円の内数
ほか、臨時・特別の措置（防災・減災、国土強靱化関係）470億円の内数
令和元年度補正予算額 606億円の内数
令和元年度当初予算額 667億円の内数
ほか、臨時・特別の措置（防災・減災、国土強靱化関係）941億円の内数

※バリアフリー化に関する事業も含め、公立学校施設整備費の中で措置



昇降口の段差解消のための
スロープの設置



衛生的な多目的トイレの設置



円滑な移動のための
エレベータの設置

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

※総務省資料より

対象事業

○ ①又は②に該当する事業

① バリアフリー法に基づく公共施設等（公営住宅及び公営企業施設を除く）のバリアフリー改修事業

i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業

ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業（施設の一部を基準に適合させる事業を含む）

例) 車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等

② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

例) 授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

留意事項

事業期間：平成30年度～令和3年度

- 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。
- ① ii) 及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること(※)。

※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容（対象施設、実施時期、対策内容等）を記載

【事業イメージ】



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円(1台)

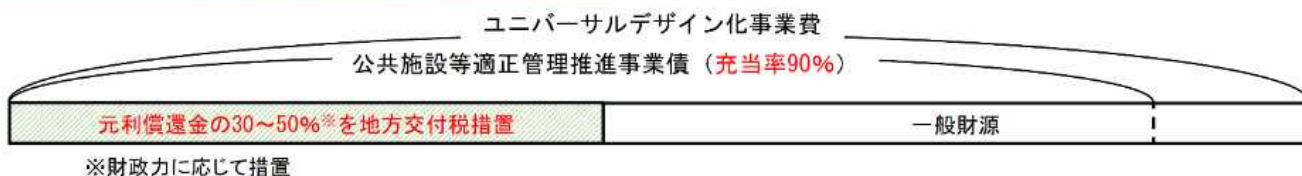


多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

充当率・元利償還金に対する交付税措置



27

⑧ 緊急防災・減災事業

※総務省資料より

○ 東日本大震災等を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業（事業期間は、令和2年度まで）

対象事業

- 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備（非常用電源、避難路、指定避難所の空調・Wi-Fi・バリアフリー整備 など）
- 大規模災害時に迅速に対応するための情報網の構築（防災行政無線のデジタル化、Jアラートに係る情報伝達手段の多重化 など）
- 津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移転
- 消防広域化事業等（広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築、消防車両等の整備 など）
- 地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化

※ 特定地域の振興や生活環境の整備のための一部の国庫補助金（離島活性化交付金等）を受けて実施する事業を含む

【事業イメージ】



避難階段の整備

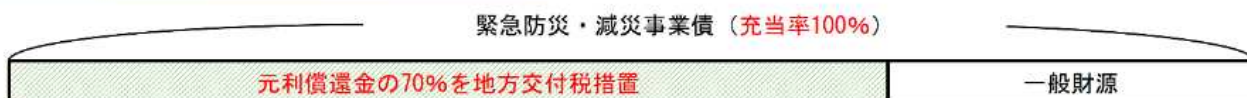


防災行政無線のデジタル化



公共施設の耐震化

充当率・元利償還金に対する交付税措置



28

国立大学施設

【国立大学法人施設整備費補助金】

【国立大学法人先端研究等施設整備費補助金】

【独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金】

1. 対象

各国立大学法人（附属学校を含む）

各大学共同利用機関法人

各国立高等専門学校

2. 補助率

定 額 10 / 10

私立学校施設

【私立学校施設整備費補助金】

1. 対象

私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（専門課程及び高等課程に限り、一般課程を除く）

2. 補助率

小学校～高等学校等、専修学校（高等課程） 1 / 3 以内

高等専門学校～大学等、専修学校（専門課程） 1 / 2 以内

3. 工事内容

「建築物移動等円滑化基準」を満たすために実施するエレベータ、自動ドア、スロープ等の設置等のバリアフリー化工事

29

3 学校施設におけるバリアフリー化の実態

近年新築等が行われた公立小中学校施設のうち、**約9割**にエレベーター、多目的トイレ、スロープが整備。

〈整備状況の推移について〉

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	過去10年 (H19～28) 平均	直近3年 (H26～28) 平均
全整備施設数(※1)	243	315	337	450	392	383	368	409	318	272	3,487	999
バリアフリー化 対応施設数(※2)	213	275	291	369	341	355	315	367	279	257	3,062	903
整備率	87.7%	87.3%	86.4%	82.0%	87.0%	92.7%	85.6%	89.7%	87.7%	94.5%	87.8%	90.4%

※1：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」において、仮に学校が特別特定建築物であった場合、建築物移動等円滑化基準の適合義務の対象となる 2,000㎡以上の新築・増築・改築事業を実施した学校施設数
※2：少なくともエレベーター、多目的トイレ、スロープの全てを整備した学校施設数

今般のバリアフリー化状況調査の確定値を踏まえ挿入予定

学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究について

令和2年7月17日
大臣官房長決定

1 趣旨

令和2年5月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正等を踏まえ、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等の推進方策等について検討するため、学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究を行う。

2 調査研究事項

- (1) 学校施設のバリアフリー化等の推進方策について
- (2) その他

3 実施方法

別紙の学識経験者等の協力を得て、2に掲げる事項について調査研究を行う。
なお、必要に応じて、その他の関係者の協力を求めることができる。

4 実施期間

令和2年7月31日から令和3年3月31日までとする。

5 その他

- (1) 本調査研究に係る庶務は、大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課において行う。
- (2) その他本調査研究の運営に係る事項は、必要に応じ別途定める。

学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	職 名
阿 部 一 彦	日本障害フォーラム代表
市 川 宏 伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長
岩 崎 元	富里市立浩養小学校校長
上 野 淳	東京都立大学学長
古 俣 和 明	川崎市教育委員会教育環境整備推進室課長（計画推進担当）
菅 原 麻衣子	東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科教授
高 橋 儀 平	東洋大学名誉教授
田 原 優 子	佐賀県多久市教育委員会教育長
三田村 裕	八王子市立第七中学校校長
宮 崎 英 憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授

【特別協力者】

丹 沢 広 行	国立教育政策研究所文教施設研究センター長
---------	----------------------